

## 公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学長
  - (2) 副理事長
  - (3) 副学長
  - (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
  - (5) 学長が指名する理事
  - (6) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
  - (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究審議会の意見を聴いて学長が任命する者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を任命した学長の任期の範囲内とする。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 教育研究審議会は定款第21条に掲げる事項について審議する。

(招集)

第4条 学長は、原則として月1回教育研究審議会を招集する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することがある。

(会議の運営)

第5条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した者が、その職務を代理する。
- 4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。この場合、議長は議決権を行使しないものとする。
- 6 前項の議決において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 学長は、必要な職員を会議に出席させ、議事事項の説明を行わせ、また、議事運営上の事務を処理させることができる。

(招集及び議決の省略)

第7条 緊急を要する場合又は定例的若しくは軽易な事項について、学長は、第4条に規定する招集の手続きを経ることなく提案することができる。その提案について議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の教育研究審議会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第8条 教育研究審議会の議事録は、総務広報課が作成し、保管する。

- 2 議長が指名した委員は、議事録を確認し、署名しなければならない。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、総務広報課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月6日から施行する。